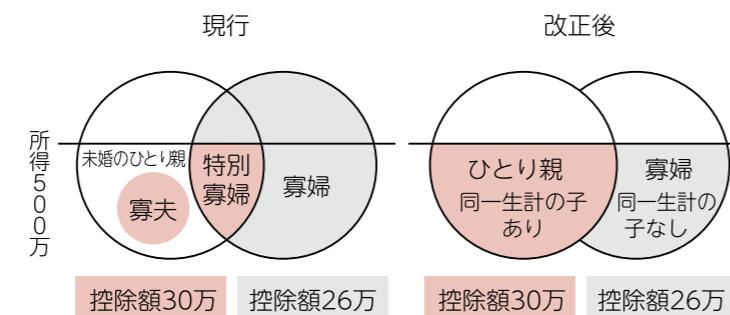


未婚のひとり親に対する税制上の措置：寡婦（寡夫）控除の見直し

◆ひとり親控除の創設（控除額 30万）

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有し、かつ本人の合計所得金額500万円以下の単身者に適用



◆寡婦控除の見直し（控除額 26万円）

上記以外の寡婦で、本人の合計所得金額が500万円以下の人には引き続き寡婦控除を適用。

※ひとり親控除・寡婦控除のいずれも、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は対象外

非課税基準・所得控除等の合計所得金額の要件などの見直し

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額の要件	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除にかかる配偶者の合計所得金額の要件	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額の要件	75万円以下	65万円以下
障害者、未成年者、寡婦（夫）に対する非課税措置の合計所得金額の要件	135万円以下	125万円以下
児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者に対する非課税措置の合計所得金額の要件	135万円以下	適用なし
均等割の非課税限度額の合計所得金額	28万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 10万円 + 扶養親族がいる場合は16.8万円	28万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 扶養親族がいる場合は16.8万円
所得割の非課税限度額の合計所得金額	35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 10万円 + 扶養親族がいる場合は32万円	35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 扶養親族がいる場合は32万円
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円

申告相談について

令和2年中の所得申告を、令和3年2月16日（火）から受け付けます（日程は広報ゆとりすと2月号に掲載）。待ち時間軽減のため下記についてご自分で整理・計算していただき、円滑な運営にご協力をお願いします。

医療費控除

令和2年1月1日～12月31日の領収書を、人ごと・医療機関ごとに分けて金額の整理をお願いします。

事業所得のある方

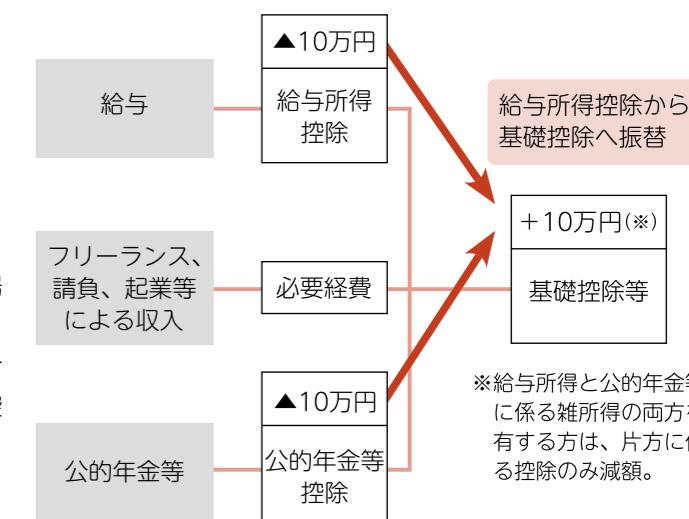
事業所得（営業、農業、不動産など）について申告される方は、事前に収入金額や必要経費などについて、収支内訳表の費目ごとに金額の整理をお願いします。

令和3年度から適用される個人住民税の主な税制改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

◆給与所得控除の改正

- ◎給与所得控除を一律10万円引き下げ
- ◎給与等の収入額が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げ



◆公的年金等控除の改正

- ◎公的年金等控除を一律10万円引き下げ
- ◎公的年金等の収入額が1,000万円を超える場合の控除額に195万5千円の上限を設定
- ◎公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額を引き下げ

◆基礎控除の改正

- ◎基礎控除を10万円引き上げ
- ◎合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて基礎控除額を引き下げ
合計所得金額が2,500万円を超える場合は、基礎控除の適用対象外

所得金額調整控除の創設

- ◆給与等の収入金額が850万円を超える方で、次のいずれかの要件を満たす場合は、次の計算により算出した金額が給与所得金額から控除されます。（最大15万円）
 - ◎本人が特別障害者に該当する
 - ◎23歳未満の扶養親族を有する
 - ◎特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = \{ \text{給与収入額 (上限 1,000万)} - 850\text{万円} \} \times 10\%$$

※1円未満の端数は切り上げ。給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円として計算。

この控除は扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの納税義務者に適用するという制限がありません。

- ◆給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合は、次の計算により算出した金額が給与所得金額から控除されます。（最大10万円）

$$\text{所得金額調整控除額} = \{ \text{給与所得 (上限 10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得 (上限 10万円)} \} - 10\text{万円}$$

